

令和3年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第4号）

令和3年11月17日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1番	崎山華英	2番	永井孝佳
3番	井田孝	4番	島田恒
5番	片桐文夫	6番	平山清海
7番	遠藤保明	8番	林晴道
9番	宮内保	11番	飯嶋正利
12番	宮澤芳雄	13番	伊藤保
14番	島田和雄	15番	伊藤房代
16番	向後悦世	17番	景山岩三郎
18番	木内欽市	19番	佐久間茂樹

欠席議員（1名）

10番	高木寛
-----	-----

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島茂
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	椎名実
行政改革 推進課長	大八木利武	総務課長	宮内敏之
企画政策課長	小倉直志	財政課長	山崎剛成

市民生活課長	八 木 幹 夫	健康づくり 課長	齊 藤 孝 一
環 境 課 長	高 根 浩 司	子 育 援 手 課長	多 田 英 子
高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳	農 水 産 課 長	多 田 一 徳
建 設 課 長	浪 川 正 彦	教 育 総 務 課 長	杉 本 芳 正
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 弘 行		

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問の再質問からは、質問席でお願いします。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（木内欽市） 通告順により、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（11番 飯嶋正利 登壇）

○11番（飯嶋正利） おはようございます。議員番号11番、飯嶋正利です。

令和3年第4回定例会におきまして一般質問を行います。

私は大きく今回2点、一般質問をさせていただきます。

1点目、米価の下落対策についてということで、今年の秋の収穫におきまして、この米価、この旭市においても価格、量ともに約3割程度の下落をしております。3月の早くから種まきをして約半年、手塩にかけて育てたお米が9月に大暴落だと、本当に農家の皆さん、頭を抱えております。その中において1点目、市の対応についてお伺いしたいと思います。

2点目、燃油の高騰について。

この旭市は施設園芸地区です。全国でも有数のこの重油の消費量を多分誇っていると思います。5本の指に入るのかなというふうに思います。今現在、重油の値段が93円です。多分100円にいくんじゃないかなというふうに思います。この値段は本当にびっくりするような

値段であります。コロナで傷んだ農家にこれ以上の負担をかける、そのような状況です。それでそれについて1点目、市の対応についてお伺いいたします。

2点目、それについて代替エネルギー等の取組はあるのかお伺いいたしたいと思います。

再質問以降は質問席で行います。よろしくお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、順番にお答えさせていただきます。

まず、大きな1番の米価の下落対策について、市の対応について。

新型コロナウイルスの感染拡大による業務用需要の落ち込み、食料の欧米化などの原因により米の消費が減ってきており、米価は昨年に比べ2割程度価格が減少しております。

市では米生産をはじめ、市内農水産業者が事業継続するため、早急な支援として農水産業経営支援給付金事業の受付を10月1日から開始しております。また、千葉県中小企業等事業継続支援金も農家に対しまして、支援となっております。

米価の大幅な下落については昨年度から予想されていたことから、国・県でも転作作物への支援強化をしております。

市も米政策として、国の経営所得安定対策事業や、県と市の補助事業の案内を分かりやすく作成し、市広報への掲載や農家への個別対応をするなど、転作作物への取組強化を図ってまいりました。

その結果、飼料用米の作付面積が昨年の428ヘクタールから本年は598ヘクタールに拡大したことから、今議会において補正予算の承認をお願いしているところでございます。

このような取組により米価下落の影響緩和に寄与するとともに、今後も引き続き、飼料用米などの転作作物を推進し、稲作経営の安定化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2番の燃油の高騰について、（1）の市の対応について。

現在、燃油価格が高騰しており、施設園芸生産者の暖房費の負担が急激に増加している状況でございます。

これに対し、県では燃油価格高騰対策として施設園芸セーフティネット構築事業の3次募集を11月から開始いたしました。この事業は計画的に省エネに取り組む施設園芸産地を対象に、燃油価格の高騰時に補填金を支払う制度です。

市では県と連携し、燃油価格の高騰に備えるため、事業の周知徹底により本事業の活用を推進してまいります。

続きまして、(2)の代替エネルギーの取組について。

代替エネルギーには天然ガスやメタノール、バイオ燃料や水素などがあり、導入している農業機械等により対応は様々なため、代替燃料の取組については農業者ごとの対応になると考えております。

引き続き、県の省エネルギー関連補助事業の周知を図り、省エネ化の取組を促進するとともに、燃油高騰に備えた経営形態への転換を推進してまいります。

また、県や関係機関と連携し、施設園芸省エネルギー生産関連マニュアルの活用など、共通して取り組める技術や情報の発信に努め、農業者の生産コスト低減を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） ありがとうございます。

1点目です。この市の対応についてということで、農家サイド、いろんな農家にお聞きしますと、このままでは稲作をやめなければいけないと、実際、10アール当たり8万円程度の売上げです、今年あたり、食料米作っていたらですね。経費は7万5,000円以上かかります。こんな状況の中で水田を守るというような状況で、市としてどのような対策をしてくれるのか、国・県等のそういった支援というものはあるのか、ちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 市では稲作経営の安定化を図るため、国の米政策である飼料用米などへの転換をより一層推進するため、市の単独事業によるキログラム当たり20円の補助を実施するとともに、畜産が盛んな市の特色を生かして、畜産農家と連携した飼料用米の市内循環の強化を図ってまいります。

国・県においても引き続き、転作作物への取組を推進する予定であるため、連携を強化しながら、稲作経営の安定を図ってまいります。

また、米価下落の備えとして、ナラシ対策や収入保険制度などの売上げが補填される制度もありますので、多くの農家に加入していただけるよう周知してまいります。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 課長より、そういったものもあるというような話がありましたが、今、

餌米にはキロ20円の補助がついているということで約600キロ、1万2,000円の補助がついています。食料米にはゼロです。その辺も含めて例えば今、飼料用米は約600ヘクタール、来年度以降、これ歴然ですよ、どっちやったらいいのか。例えばこれ3倍、5倍、例えば全量を旭市は餌米だということになった場合、市として補助し切れるんですか。

あと、この餌米ですね、出荷にやはりかなりの制限があって、農家はやっぱり稲刈り等をやっています。やっぱりそれが一回片づかないと、なかなか次の仕事ができない。そんな面で今日は搬入できない、あしたもできない、そういう状況も考えていただきたいなというふうに思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 米価の大幅な下落は昨年度から予想されていたものでもあります。市の米政策として、米農家の安定的な経営を目指して国・県と強く連携し、市の上乗せ補助も行いながら飼料用米などの転作作物への転換を推進してきたものであります。

繰り返しになりますが、現在、市が実施しています農水産業経営支援金給付事業と、県が実施しております千葉県中小企業等事業継続支援金を活用していただくようお願いいたしております。

さらに、米価下落の備えとして、ナラシ対策や収入保険制度などの売上げが補填される制度について、多くの農家に加入していただけるよう周知をしてまいりたいと思っております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 先ほど言ったように市として、旭市は餌米なんだと、主食米は作らないんだというふうな形でいいのか。私は人間が古いのか分かりませんが、日本人の持っている収穫の喜びだとか、お米が食料として大事なんだということが、この飼料米によって、やはり薄れてくるのではないかなというような気がします。

この中で食料米どのくらい、さっき言った2,500ヘクタールぐらいです。今年の本当に困っている農家に対して、10アール当たり5,000円程度の上乗せができないか、その辺を希望させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

農家だけというふうな思いはあると思いますが、食育やいろんな面から考えて、この旭市で餌米しか作られないようになっては、やはり将来の子どもたちにもいろんな面で影響があると思います。その辺を鑑み、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 米価の下落は全国的な問題となっておりますので、今後も国・県に強く要望してまいりたいと思います。現在、市の方針としましては、飼料用米等への転作を推進していきたいと考えております。米価が下がっても付加価値をつけてブランド米を作っている農家、契約等により主食用米を作っている農家もいらっしゃると思います。

来年度以降も市内で生産された飼料用米が予想を超える量になったとしても、全て受け入れていただけるよう、畜産農家と協議を図ってまいりたいと思います。

また、稲作経営の安定を図るため、市の補助も引き続き実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 今のが4回目なんで、変えるということなんで、3倍、5倍、例えば全量3倍になったとしても、最後の一俵まで市のほうとして買い上げていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

燃油のことについて、これもまず市の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） それでは、飯嶋議員の燃油の高騰対策について市はどのように考えているかというご質問にお答えいたします。

燃油価格の急激な高騰により、施設園芸農家が困っている状況はお聞きしております。

また、11月2日にはちばみどり農協より、燃油価格高騰に関する要望書をお受けしております。過去には平成25年度にも燃油価格が高騰したため、ちばみどり農協は1リッター当たり1円の補助をしており、市もこれに協力して1リッター当たり1円の補助を行いました。

今回の要望についても、一定の基準額を超えた購入に対し、ちばみどり農協と全農から補助を予定しているとお聞きしております。

市の対応につきましては現在、前回と同程度の補助額を前向きに検討しているところでございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 先ほど今、市長より答弁がありましたように、平成25年、たしか農協1円、市のほう1円という形で、たしか補助があったというふうに思っています。

今回は全農が1円、農協が1円、市のほうが1円というふうな形を聞いておりますが、まだまだたしか後でその次に質問するんですが、県のセーフティネットが発動されるのが83円ですよね。83円というのは、やっぱり非常に高い水準です。やっぱり80円を超えたら、施設農家非常に厳しいなというふうに感じています。

なら燃料も少し少なくすればいいなというふうな考えもあると思うんです。ただ、この旭市あたりで今施設の一番多いのはキュウリとかですね、そういったものです。これは温度下がるとキュウリになりません。だから幾らかかろうと、たいていいかになくちゃいけないと。月の油代が200万円、300万円いく農家、ざらです。そういった面を考えて、もうちょっと一歩踏み込んで市のほうも考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 市でも現在の状況、農家の声は把握してございます。ご意見につきましては、取りまとめをしている県に伝えてまいりたいと思っております。燃油高騰は県内はもとより、全国的に対策が必要な問題でありますので、今後も県に要望していくとともに、関係する機関としっかり連携をして、対策をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） 3回目ですね。これ燃油対策について県のセーフティネットの事業があります。この事業が非常に使いにくい。ほとんど多分やれる農家はないのかなというふうに思います。この燃油対策の中で削減率なんていうのを求めています。どんな気温になるのか、まだ予想ができない中で、最低限このくらい削減しなさいというのはどうなのか。それによって返還もありますよというふうな形で農家が進める必要はほとんどないと思います。

その辺でやはりこの地元の生産者に寄り添った県の制度、そういったものを市のほうからも働きかけていただきたい。この部分でたしか保証金なんかというのは大金、莫大です、1軒の農家。例えば市に財調が余っているんなら、元本をしょうなら、その分、市が入れられるような制度でもいいと思うんですよ。その辺のところも含めて、県のほうに働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 今ご質問にありました、施設園芸セーフティネット構築事業についての積立金の元本につきましては、事業上の問題からちょっと難しいのかなと思っております。現状としまして農家の方々から、加入にはちょっと、加入者が少ないという現状も伺っておりますので、制度の内容のほうを精査しながら、より農家の方が使いやすい制度になるように、国・県のほうへ要望のほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） もう4回目も終わってしまって、じゃ、次にいきたいと思えます。

代替エネルギーの取組についてということで燃油、やっぱりみんな不安なんですね。その中で例えば県・国、いろんな形で代替エネルギーというのを研究している分野があれば、教えていただきたいと思えます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○議長（木内欽市） 再開いたします。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 代替エネルギーとしましては、個人での対応と大きくバイオマス等の対策等もあるかと思えます。各農家の施設園芸の対応となりますと、やはり個人での対応ということになるかと思えます。そういった中で、新たに個人のバイオマスの機械としまして、木質チップを使ったものですか、野菜残渣を利用して加温できるような機械等も今開発されているところではございますので、今後の新しい技術について研究して、そういった中で、農家のほうにいろんな周知をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） なかなかやはり燃油に替わるものはないのかなというようなお話です。引き続き、すぐとは言わないですけども、それに替わるようなものがあると本当によいの

かなというふうに思っています。

昨日の報道によりますと、ガソリン1リットル当たり170円を超えると、原油代金に5円補助が出るというような報道がありました。ただ、これは例えば軽油だとか、ほかの油にどのような影響になるのかはまだ決定はしていないということです。

この19日に国の経済対策がたしかまとめられると思うんですが、そんな中でトラック協会や漁業関係への対応をしっかりとするというような私は報道があったと思います。その中にトラック協会や漁業者だけじゃなく、農業者をということを明文化させる、これこそやはり政治力だと思うんですが、米本市長のほうも県・国へしっかり働きかけていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 言及のなかった農業者支援についてどのように考えるかということにお答え申し上げます。

今後の燃油価格の状況や国や県の具体的な支援の動向を注視し、必要な支援について要望していきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○11番（飯嶋正利） ありがとうございます。要望ばかりで本当に申し訳ないなというふうな思いではございますが、この旭市の農業者を助けるつもりで、ご一考いただけたらありがたいと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（木内欽市） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（13番 伊藤 保 登壇）

○13番（伊藤 保） 議員番号13番、公明党、伊藤保。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

衆議院総選挙が終わりました。この選挙を通して感じたことは、自公連立政権の安定した政治が国民から信任を得たものと思います。市政も安定した市政の下で、旭市の発展と市民生活の向上が図られ、安心と安全が担保されるものと思われま。

それでは、早速質問に入ります。

今回は3項目7点について質問をいたします。

1項目め、今から6年前の平成27年3月の一般質問において、市民の健康についての中でも質問いたしましたが、1993年、平成5年にピロリ菌が発見され、胃がん発生にピロリ菌が大きく関与していることが明らかになり、大規模臨床試験によりピロリ菌除菌が胃がんの発生を抑制することが明らかになりました。参議院厚生審議会でピロリ菌の除菌により胃がんを予防できるとし、2013年、平成25年2月からピロリ菌検査が保険適用になりました。

このたびは1項目め、ピロリ菌検査についてお尋ねいたします。

- (1) 旭市で行われている胃がん検診はどのような種類があるのかお尋ねいたします。
- (2) ピロリ菌検査を行っている自治体は県内に幾つあるのかお尋ねいたします。

オリンピック・パラリンピック終了後、急激に感染者が少なくなりました。あまりにも不思議ではありますが、それだけワクチン接種が進んでいるんだろと感じます。旭市でも事故なく順調に進んでいるようですが、政府は3回目の接種も希望者には無料で行う予定です。

そこで2項目め、新型コロナウイルスワクチン接種について2点ほど伺います。

- (1) 旭市における現在の進捗状況を伺います。
- (2) 3回目の接種について、ワクチン接種の計画を伺います。

3項目め、ゴミステーションについてですが、この問題については前回の一般質問で質問がありましたが、4月以降、東総広域でゴミ処理を行うようになってから、市内全域から苦情などが寄せられております。そのほとんどがゴミステーション関係なので質問をいたします。

- (1) 市内全域でゴミステーションは幾つあるのかお尋ねいたします。
- (2) ごみの分別について、分別に対しての苦情の内容を伺います。
- (3) 粗大ゴミについて、広域前に行っていた状況を伺います。

以上3項目7点についてお尋ねいたします。

なお、再質問は質問席で行いますので、分かりやすい簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私からは、項目1のピロリ菌検査についての(1)(2)と、項目2の新型コロナワクチンについての(1)(2)についてお答えします。

初めに、1項目めのピロリ菌検査について、(1)胃がんの検診の種類ということでござ

いますが、市で行っている胃がん検診はエックス線検査です。また、40歳から70歳までの5歳刻みの年齢で、過去にピロリ菌検査を受けたことのない希望者にはピロリ菌検査（便中抗原検査）も実施しております。

ピロリ菌は、胃にすみ着いて胃炎を起こす細菌で、胃炎を繰り返すことで胃粘膜を収縮させ、胃潰瘍や十二指腸潰瘍、胃がんの発生に強く関与することから、胃がん発生リスクを軽減するため令和元年度から導入いたしました。

ピロリ菌検査を受けるには事前に申込みが必要となり、申込みをされた人に容器を送り、胃がん検診時に便を持参していただきます。

次に、（2）検査を行っている自治体は幾つあるのかということであります。

ピロリ菌検査を行っている県内の市町村は旭市を入れて15市町村です。旭市は令和元年度から検査を開始し、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で検査を中止したため、今年度で2年目となります。令和元年度の検査の受診数は648人で、結果が陽性となり精密検査が必要となった方は130人でした。

続きまして、項目2の新型コロナワクチンについて、（1）進捗状況についてということであります。

ワクチン接種の進捗状況は11月8日現在、市の集団接種以外で接種を受けた方を含め、65歳以上は1回目の接種を完了した方は1万9,166人、2回目の接種を完了した方は1万9,058人で、65歳以上の人口に対しての接種率は1回目が91.4%、2回目が90.8%であります。

12歳以上64歳以下は1回目の接種を完了した方は3万2,209人、2回目の接種を完了した方は3万2,894人で、12歳以上64歳以下の人口に対しての接種率は1回目が86.5%であり、2回目は85.7%であります。これらの状況により11月6日をもって、市の集団接種は一旦終了し、協力医療機関での個別接種に移行しております。

次に、（2）3回目のワクチンの接種計画ということであります。

3回目のワクチン接種につきましては現在のところ、1、2回目と同様に旭市の総合体育館で集団接種を予定しております。また、協力いただける医療機関で個別接種も実施していく予定で考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、私のほうからは大きな3番のゴミステーションについての（1）（2）（3）についてお答えします。

では、最初に（１）ですが、市内全域でゴミステーションは何か所あるのかとのご質問についてお答えします。

旭市内におけるゴミステーションの数は、令和３年10月末時点で1,334か所でございます。次に、（２）ですが、分別に対する苦情の内容をとのご質問でございます。

分別に関する苦情の主なものは、かん、びん、ペットボトルが資源ごみ袋に混在されている、混ざっている、また、ペットボトルのラベルやキャップが外されていないまま出されているなどの苦情がございました。

しかし、多くはごみの分別方法や新旧の指定ごみ袋の使い方などに関する問合せでございました。

次に、（３）のごみ処理広域化前の銚子市、匝瑳市、旭市の３市の対応状況についてお答えします。

ごみ処理広域化前の粗大ごみの収集方法としましては、銚子市、匝瑳市、旭市の３市とも原則ごみ処理施設へ直接搬入するか、運搬手段がない方などについては一般廃棄物の収集運搬許可業者を紹介しておりました。

また、旭市においては自転車や２メートル以内の物干しざおなど袋に入らない粗大ごみにつきましては、不燃ごみ用の指定ごみ袋を添付していただければ、ゴミステーションで回収という形で対応をしておりました。

匝瑳市では１件当たり2,000円のほかに重量に応じて加算した処理料金を徴収し、個別回収を行っていたと伺っております。

現在、粗大ごみ、指定袋に入らないごみにつきましては、３市とも各中継施設、または東総地区クリーンセンターへ直接搬入していただくか、運搬手段のない方などからの問合せに対しましては、一般廃棄物収集運搬許可業者を紹介するという対応で統一しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） すみません、ワクチン接種の進捗状況について訂正をお願いしたいんですけれども、12歳以上64歳以下の１回目の接種を完了した方について、先ほど3万2,209人と申し上げましたが、3万3,209人でございます。大変失礼しました。すみませんでした。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） それでは、再質問をいたします。

旭市を含め多くの自治体では対策型検診である胃エックス線検査を実施しており、長年、受診率の低迷を課題に挙げながら、胃がんの早期発見と早期治療に努めてきたと考えております。このような中で2012年、平成24年、がん対策基本計画にピロリ菌除菌が追加されたことから、ピロリ菌除菌を胃がんの予防対策として考えなければならないと考えております。

そこで、検査は便中ピロリ抗原検査とありますが、検査費用は幾らぐらいかかるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 市の検診での自己負担額は胃がん検診が500円、ピロリ菌検査が200円となります。適正な利用者負担の観点より、検査費用の1割程度の自己負担をいただいております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 保険診療と自費診療がありますが、どのような内訳なのでしょうか、伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 医療保険適用としては胃カメラで胃炎や胃潰瘍、十二指腸潰瘍がある場合に、ピロリ菌検査を調べる検査が認められております。もしピロリ菌に感染していれば、除菌治療も保険医療の適用になります。胃カメラによる検査を受けずにピロリ菌だけを検査したい場合は、全額自己負担となります。この場合は除菌治療も自己負担となります。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） ただいま答弁をお聞きしましたがけれども、保険診療と自己診療ということでもありますけれども、これはかなりの費用がかかってしまうという、保険が利かないとかがかかってしまうということでございます。

そのうちピロリ菌検査や除菌治療に補助を行っている自治体というのは県内で幾つあるのか、行っているのであれば、その内容を伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 県内市町村に確認したところ、ピロリ菌検査に補助を行っている市町村はありませんでした。ピロリ菌検査を行っている15市町村では、4市町村が無料で11市町村は500円程度の自己負担で検査を行っております。

また、除菌治療についても補助を行っている市町村はありませんでした。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 我が国では、この胃がんの治療費として1年間で約3,000億円が支出されておりますけれども、何の対策もせずに10年間も放置すると5,000億円を超える可能性が大きいと考えられております。胃がんを撲滅するために胃がんの大半がピロリ菌感染によって生じることを、市民に理解してもらうよう努めることも必要です。

質問ですが、保険適用検査、自費検査とありますけれども、旭市には自費検査に補助はないのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 現在、旭市では補助は行っておりません。県内市町村にも確認したところ、自費検査に対して補助を行っている市町村はありませんでした。

以上になります。

○13番（伊藤 保） ぜひ補助のほうを僅かでございますけれども、補助を行っていただきたいなど、このように思いまして、これは要望ですので、次の質問に入らせていただきます。

次に、新型コロナワクチンについてですけれども、現在の進捗状況を伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） すみません、先ほども述べさせていただいたんですけども、ワクチンの進捗……

○13番（伊藤 保） すみません、接種していない市民に今後の周知をどうするのか、対応を伺います。

○議長（木内欽市） 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 国が示すワクチンの接種期限は現時点で2月末とされております。接種をしていない方で希望する方は、早めに予約をするように広報やホームページで周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 今後、1回、2回の接種の希望者に対してどのように対応するのか、個別に出すのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 集団接種終了後から接種を希望される方へは医療機関での個別接種の案内をしております。市内7か所の医療機関にご協力をいただき、個別で接種できる体制を整えました。

今後、接種を希望する方はコールセンターに電話でお申し込みください。予約方法は医療機関により異なりますので、申込時にご案内をいたします。

なお、10月下旬から予想以上の申込みがありましたので、それに対応するため臨時的集団接種を飯岡地域にある保健センターで4日間行う予定としております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） それでは、（2）の質問に入ります。

この3回目のワクチン接種の計画をどのようにするのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 接種計画、先ほどと同じですが。

○13番（伊藤 保） 旭市でまた1か所の製薬会社で今までファイザーだと思っただけけれども、この製薬会社のワクチンで2回を済ませた方がおりますけれども、この交差接種というのは行われるのでしょうか、伺います。

○議長（木内欽市） 再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 旭市で1回目、2回目の新型コロナワクチン接種は、全てファイザー製のワクチンを使用しました。

交互接種につきましては現在、報道されておりますが、まだ国から市町村、現段階では交互接種について示されておられません。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） このファイザー製のワクチンですけれども、対象年齢というのは12歳からでよろしいのでしょうか。それ以下になることはあるのでしょうか、伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ワクチンの接種の対象ですが、国では科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ示すことになっております。3回目のワクチンについては報道では出ておりますが、まだ国から市町村へ詳細なもの示されておられません。国から示されましたら、ホームページ等でお知らせしたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） それでは、無事故でワクチンの接種、3回目が行われるようによろしく願いをいたします。

次に、（3）粗大ごみについてですけれども、質問をいたします。

市民からの苦情について、どのような苦情があるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 1点確認なんですけど、粗大ごみではなくステーションへの苦情ということで……。

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） 4月からのごみの分別方法や収集日等の変更に伴い、当初は様々な問合せや苦情があり、ゴミステーションに関してはごみの分別や出し方などが徹底されず、未回収のごみが残っているとの苦情がございました。しかし、現在はゴミステーションに関する苦情件数も週に数件程度に減少してきております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） そういった苦情に対してどのような、残ったごみですね、そういった

のはどのように対応をしているのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） ごみが回収されない原因としては、分別されていない、指定された収集日に出していないなどが考えられます。ゴミステーションの管理につきましては、区や自治会などが行っているケースが多いため、未回収のごみについて相談をいただいた場合は、周知用の看板などを区や自治会等にお渡しして、個別に対応しております。

また、ゴミステーションに掲示している収集日の案内看板が従前のままとされているゴミステーションもあると聞いておりますので、新しい案内看板に切り替え、分別方法と収集日の周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 区でやっていないというか、できない収集ごみがあると思うんですね。

このゴミステーションに対して1か月に1回、巡回しているのかどうかお聞きしたいんですけども、また、もしやっていなければ、今後巡回する計画があるのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） ゴミステーションの巡回や見回りは行っておりませんが、例えば回収できない家電製品などがステーションに出されていた場合は、収集の委託業者から連絡をいただくようにしております。今後も特に巡回の計画というのはございませんが、引き続き、区や自治会のご協力をいただきながら、ゴミステーションの適切な管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） ぜひこの月1回、日にちをずらしてでも、この1,334か所、かなりあると思いますけれども、軽トラでちょっと巡回してみると、結構残っているごみがあるということをお伺いしておりますので、ぜひその辺のところは計画をしていただきたいなど、このように思いまして、次の質問に入らせていただきます。

分別回収についてですけれども、広域で始まった4月以降の分別についての違い、それについて伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 4月以降の分別についてということで、ごみ袋の種類が変わってきておりますので、それをご説明したいと思います。

旧指定ごみ袋は可燃ごみ用、不燃ごみ用、かん用、びん用、ペットボトル用、あとプラスチック製容器包装用の6種類がございました。現行の指定ごみ袋については、普通ごみ用と資源ごみ用の2種類で、それぞれ大と小のサイズがございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 今まで6種類のごみの袋がありましたね、今2種類になりました。可燃ごみと、それから先ほどお答えいただきました分別ごみの袋ですね。その辺のところについて普通ごみ、それから分別ごみ、その辺の袋の状況ですね、そういったのをちょっと使い方について伺いたいと思います。プラスチックは燃える可燃ごみとかという部分になると思うんですけども、その辺のところをお聞きします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 先ほど申し上げましたとおり、現行の指定ごみ袋は普通ごみ用と資源ごみ用の2種類となりました。普通ごみ用の袋には可燃ごみや金属を除く不燃ごみ、プラスチック製容器包装類を入れていただきます。資源ごみ用の袋には、かん、びん、ペットボトル、金属類の4種類を入れていただきますが、混ぜて入れることはできませんので、それぞれを別々の資源ごみ用の袋に分けて入れていただくこととなります。

なお、紙類や衣類、布類については、これまでと同様に指定袋は使わずに指定された収集日に出すことができます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） ステーションに残った分別されない資源ごみ、これなんかはどのようにしているのか、これが一番多いんですね。日にちが書いてあって持っていつてくれないと。多分この二つのごみ袋の資源ごみ専用の袋に入れてあるけれども、その分別がきちんとされていないということが一つでもあると、これは持っていつてくれないわけですね。そういったものはかなりあるということなんですけれども、その資源ごみ、残った分別されないごみ

というのはどのようにしているのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 分別や出し方などが守られていない場合は、指定ごみ袋に回収できない理由を記載した指導票のシールというのがございます。このシールを貼り、そのごみを出した方へ注意喚起を行っております。

また、2週間以上ゴミステーションに残ってしまった場合は、環境課とゴミステーションの管理者とで調整して処理をしております。その際、ごみの出し方などの周知についても併せてお願いをしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 資源ごみというのは旭市はグリーンということになっております。この中にはやはり袋に、かん、びん、ペットボトルとか書いてあるんですけども、この注意書きとか、グリーンでも濃いグリーンなので見分けがつかないので、ぜひこれ捨てる方には分かりやすいような、市民に分かりやすいような色に変えてもらいたいなというふうに思いました。次の質問に入ります。

次に、粗大ごみでございますけれども、これ袋をつけて出した粗大ごみをステーションに出しておけば、旭市では前回無料でございました。ほかの市が行っていなかったのであれば、2市に合わせたと思いますけれども、持って行ってくれないということは、これ行政サービスの低いところに合わせてしまったのではないかというふうに推測されます。

東総広域の議会で昨年12月に条例を4月に合わせるために出してきましたけれども、そのとき3市のごみの受入れ規則が違うので、もう少し細かく精査して出してもらいたいということで、私は反対したのですけれども、この行政サービスの質の高いところに合わせるのが普通なんですけれども、これでは市民の行政サービスの低下になってしまうのではないかというふうに思います。

受益者負担の原則がありますけれども、サービスは高く負担は低くという、そういう原則もあります。ですので、これしっかりとその辺のところも行政サービスの低下ではないかなというふうに思いますので、その辺のことを伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） ごみの分別方法や回収方法につきましては、ごみ処理広域化に伴い構成する3市で統一し、この4月から運用を開始したばかりでございます。しばらくはこの方法でいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 再々質問ですけれども、高齢で運転できない方、それから車に積載できない粗大ごみの回収について、持っていけないんですよ。それで業者を頼んでくださいと、このように言っても、パソコンでも見ましたけれども、業者の紹介とか、そういったものが一切ないんです。

ですので、そういった意味では、やはり市でもって月1回ぐらい、せめて高齢者のために、これから増えていきますから、ですから、これを1回でも回収する計画を持っているのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 高齢者世帯の増加が見込まれる中、運搬手段がない方への対応については今後、取り組んでいかなければならない課題であると考えております。収集運搬許可業者の紹介だけでなく、他の方法についても他市の事例等も参考にしながら研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 前向きな答弁ありがとうございます。ぜひ月1回ぐらいは高齢者のために、こういった粗大ごみを回収できればと、このように思っております。

○議長（木内欽市） 市長。

○市長（米本弥一郎） 伊藤議員のご質問に私からもお答え申し上げます。

今後の検討課題となるであろう分別方法や粗大ごみの収集についてご指摘いただきありがとうございます。ごみ処理の広域化により、さらなる市民サービスの向上につながるよう、今後の回収方法などにつきましても研究を重ね、構成3市で調整を図っていきたいと考えております。

伊藤議員は常に市民の声を聞き、市民に寄り添う政治姿勢を貫かれていらっしゃいます。私も市民に寄り添いながらまちづくりを進めてまいります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 市長から身に余るお言葉をいただきました。ぜひこのことは市民のためによろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時20分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（木内欽市） 引き続き、伊藤房代議員の一般質問を行います。

伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、公明党、伊藤房代でございます。

令和3年第4回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて7点の質問をさせていただきます。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策について。

2点目、多様な学びの環境づくりについて。

3点目、運転免許証返納者への対策について。

4点目、介護予防運動について。

5点目、スマホ教室について。

6点目、災害時の備蓄について。

7点目、学校給食について質問させていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症対策について。

（1）次亜塩素酸水生成器の導入について質問いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、殺菌消毒効果のある次亜塩素酸水の注目が集まっています。幅広い細菌やウイルスを不活化するとされている一方、微酸性や弱酸性のものは人体への影響も少なく、厚生労働省が食品添加物に指定、自治体や民間施設でも活用が広がっています。

保育所、小学校、中学校への次亜塩素酸水生成器の導入について、今後導入の考えはあるのか。また、公共施設への次亜塩素酸水生成器の導入について、今後導入の考えはあるのか質問いたします。

2点目、多様な学びの環境づくりについて。

(1) いじめや病気などの事情を抱えて登校できない児童・生徒へのオンライン教育について質問いたします。

現在、いじめや病気などの事情を抱えて登校できない児童・生徒に対して、どのような対応をされているのか。オンライン教育が実施されているのか。また、実施されているとしたら、どの程度進んでいるのか質問いたします。

3点目、運転免許証返納者への対策について。

(1) 高齢になって運転免許証を返納した方への対応について質問いたします。

現在、高齢になって運転をやめたいと思っている方がいます。しかし、車がないと生活するのに大変に不便なので、無理をして運転をしているという方がいます。市では、運転免許証を返納した方への対策はどのようにされているのか質問いたします。

4点目、介護予防運動について。

(1) あさピー☆きらり体操の実施状況について質問いたします。

現在、あさピー☆きらり体操はどの程度進んでいるのか。現在の実施状況について質問いたします。

5点目、スマホ教室について。

(1) 高齢者向けのスマホ教室の開催について質問いたします。

現在、急速にデジタル化が進む中、スマホの使い方がよく分からないという方もいます。旭市として高齢者向けのスマホ教室の開催はされているのでしょうか、質問いたします。

6点目、災害時の備蓄について。

(1) 災害時の品目について質問いたします。

現在、災害時の備蓄にはどのようなものが備えてあるのか質問いたします。

7点目、学校給食について。

(1) 学校給食の完全無償化について質問いたします。

現在、本年10月より来年3月までの半年間、学校給食費が免除になりました。保護者の皆様から大変に喜ばれています。本当に助かりますとの声をいただいています。ぜひ来年度から小・中学校の給食費を完全無償化にできないか質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 大きな1番目の(1)次亜塩素酸水生成器の導入について、今後の導入の考えはあるのかのご質問の中で、保育所への導入について回答いたします。

厚生労働省、経済産業省、消費者庁特設ページの新型コロナウイルスの消毒・除菌方法についてによりますと、手や指などのウイルス対策として手洗いで洗い流すことが最も重要とされています。

また、手洗いができない状況では、アルコール消毒液が有効とされています。アルコールは、ウイルスの膜を壊して無毒化することから、現在、公立保育所では効果のある一定のアルコール濃度を持つ市販品を使用しております。

次亜塩素酸水は、物に付着したウイルス対策として、一定の濃度であればある程度の感染力を弱めることが確認されていますが、保存状態によっては時間経過に伴い急速に効果がなくなるとされています。

このようなことから、今後も引き続き、手、指及び物へのウイルス対策効果のあるアルコール消毒液での殺菌・消毒を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 私からは、1点目の(1)と2点目の(1)、それと7点目の(1)についてご回答をいたします。

まず、1の新型コロナウイルス感染症対策について、(1)次亜塩素酸水生成器の導入についてのうち、小・中学校への次亜塩素酸水生成器の導入についてお答えします。

現在、小学校、中学校ではアルコール消毒液を使用し、消毒作業を実施しており、少量で幅広い消毒と手指消毒や事務用機器にも対応でき、短時間で作業が完了することから、次亜塩素酸水よりは効果的であると考えております。

また、アルコール消毒液は、安定供給が可能で安価であることから、当面アルコール消毒

にて対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続きまして、2の多様な学びの環境づくりについて、(1)いじめや病気などの事情を抱えて登校できない児童・生徒へのオンライン教育についてご回答いたします。

児童・生徒がいじめなどにより登校できなくなった場合は、学校ではスクールカウンセラーや関係機関と連携し、早期解決に向けた対応をしております。

また、市では非常時にやむを得ず学校に登校できない児童・生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習指導ができるように学校と家庭の通信環境の整備を進めているところでございます。

今後、この環境が整えば、事情を抱えて登校できない児童・生徒に対してオンラインを活用した生活支援や学習支援も可能となります。

しかし、いじめや病気などの事情を抱えて登校できない児童・生徒については、学習意欲や病気の程度などに応じて多様な支援が必要となりますので、一概にオンラインでの対応が可能になるとは限りません。該当する児童・生徒がいた場合は、本人や保護者との話し合いにより本人の特性や環境を考慮し、可能な範囲でオンラインの対応ができるよう努めていきたいと考えております。

次に、7の学校給食について、(1)学校給食の完全無償化について回答します。

本市の学校給食につきましては、人件費や設備に係る費用等は公費で負担し、食材費のみを保護者の皆様にご負担いただいているところでございます。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、10月より市独自の経済対策として、時限的な措置ではありますが、保護者負担の軽減を図るため給食費の免除を実施しているところでございます。

本市といたしましても、ご質問をいただきました給食費の無償化につきましては、子育て世帯への支援として有効な施策の一つであると考えております。しかしながら、給食費の無償化を恒久的に実施するためには相応の財源を確保する必要があります。今後、給食費の無償化につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長(木内欽市) 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(大八木利武) 行政改革推進課からは、質問事項の1、新型コロナウイルス感染症対策についてのうち次亜塩素酸水生成器の導入について、こちらは公共施設への

導入、主に庁舎への導入についてという観点からご回答させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、サーマルカメラによります体の表面の温度測定、非接触式アルコールオートディスペンサーの設置による手指の消毒や、以前より推奨しておりますマスクの着用や手洗い、消毒用アルコールの使用などで対応しております。

また、消毒用アルコール製品の供給体制につきましても、現在スムーズに行われている状況でございますので、引き続きこれらを活用しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） 私からは、大きい3番の（1）運転免許証を返納した方への対応についてお答えいたします。

加齢に伴う身体機能や判断力の低下などにより、運転に不安を感じたり、ご家族からも心配されるなどの理由から、運転免許証を自主的に返納される方や、運転免許証の更新を受けずそのまま失効される方もいらっしゃると思われれます。

その場合、今後の交通手段の利用に際して運転免許センターや警察署において申請により運転経歴証明書を交付した方に対し、公共交通機関であるタクシーや路線バスを割引運賃で利用できる支援措置のほか、各自治体や民間の事業者などによる様々な支援や特典も受けられるようになっております。

旭市での支援策といたしましては、運転経歴証明書を提示することにより、コミュニティバスの乗車運賃の半額割引、乗り合い型のタクシーによるデマンド交通きらりんタクシーを利用した場合は、乗車運賃を100円割り引く支援事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 私からは、4点目の介護予防運動についての（1）あさピー☆きらり体操の実施状況についてお答えいたします。

あさピー☆きらり体操は、介護予防を通じて高齢者が暮らす身近な地域で、仲間と趣味や運動を行う通いの場において実施することで、共に健康で、また見守りや生活の困り事を支え合う地域づくりを目指しております。

市では、要望のあった地域のグループを対象に、体操についての指導等を行い、その後は自主的に継続して取り組めるよう支援を行っているところでございます。

あさピー☆きらり体操の実施団体数は、平成28年度より普及を推進し、順調に増加し、本年10月末時点で実施団体数は31団体、会員数は約530名となっております。

また、現在の実施状況についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度からは活動の中断を余儀なくされ、本年9月時点で実施している団体は7団体でしたが、緊急事態宣言が解除となった10月以降は再開する団体が徐々に増え、現在は21団体、会員数で約300名と全体の3分の2の団体が活動を再開している状況です。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 私からは、5点目のスマホ教室について、（1）高齢者向けのスマホ教室の開催についてご回答いたします。

現在、市では高齢者向けのスマートフォン教室は開催しておりませんが、県内の公民館等では、高齢者を対象としたスマートフォンの基本操作を学ぶ体験教室などを開催しております。今後、スマートフォン教室の開催に向けて検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、6番目の災害時の備蓄品について、災害備蓄品の品目についてお答え申し上げます。

備蓄品につきましては、不測の事態に対応すべく、市の地域防災計画によりまして、生命維持に必要な食料と水を、それぞれ4万5,000食、4万5,000リットルを目標に常備するほか、近年では新型コロナウイルス感染症の対策品も整備しております。

主なものといたしまして、調理不要の米飯非常食や長期保存パン、乳児用ミルクなどのほか、避難所で使用する毛布や発電機、パーティションなどがございます。

また、新型コロナウイルス感染症の対策品といたしまして、マスクやビニール手袋、アルコール消毒液なども用意している状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策についての（1）次亜塩素酸水生成器の導入について再質問させていただきます。

食品添加物の次亜塩素酸水生成器、微酸性電解水は、非接触型光センサーを搭載し、手を

触れずに操作可能で、高除菌力、安全性にすぐれた次亜塩素酸水、消臭効果、消臭作用で腐敗臭、たばこ臭など悪臭カット、周辺への拡散を防止、環境に優しい洗浄後のすすぎ水として使用可能、低コストとなっています。

次亜塩素酸水の薬剤コストは、1リットル当たりの価格は6円から8円で生成できます。比較すると、消毒用アルコール、エタノールの価格は1リットル当たり1,000円から1,500円、塩素系漂白剤などは1リットル当たり20円、次亜塩素酸水水溶液希釈混合は1リットル当たり375円。ですので、次亜塩素酸水電解分解の価格は1リットル当たり6円から8円で生成できるので、かなり低コストとなっています。

ぜひ旭市としても第6波に備えて、新型コロナウイルス感染症対策として、保育所、小学校、中学校、公共施設への次亜塩素酸水生成器の導入ができないか、再度質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 保育所、学校、公共施設全般として、私のほうからご回答させていただきます。

次亜塩素酸水につきましては、拭き取り掃除、流水によるかけ流し、それぞれ一定濃度以上のものについて有効であることは確認のほうされております。しかし、その使用につきましては、汚れをあらかじめ除去すること、対象物に対して十分な量を使用することなど、一部使用方法が複雑になっているところもございます。

また、現状の対策において十分効果が発揮できておりますので、現状では次亜塩素酸水生成器の導入は予定はしておりません。

ただし、アルコールが効かない細菌であるとかウイルスの種類には有効な消毒液の一つであるということは認識しておりますので、様々な感染症対策の中で引き続き情報収集しながら研究させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひよろしく願いいたします。

次に、2点目、多様な学びの環境づくりについて、（1）いじめや病気などの事情を抱えて登校できない児童・生徒へのオンライン教育については、今後ぜひ積極的に進めていただきたいと思っております。

続きまして、3点目、運転免許証返納者への対策について、（1）高齢になって運転免許証を返納した方への対応について再質問させていただきます。

先日も投票に行くのに投票所が遠くなり、運転免許証を返納した方が投票に行かなかったとのことです。また、本当に無理して買物や病院に行くため運転をする高齢の方が多くなっています。事故が起きてからでは遅いので、市としても運転免許証を返納した方に対しては、例えばタクシーを利用したときには半額にするなど補助をしてはと考えますが、いかがでしょうか。質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） 高齢になりますと、どうしても身体能力や判断能力が低下していくこととなります。無理をして運転を続けると、重大な自動車事故が起き、その結果、自分だけでなく偶然に巻き込まれてしまった人などを含め、周りの方々に悲しませる事態となりますので、もし身近にそういった方がいらっしゃった場合には、まず運転をしないようにお声がけをお願いしたいと思います。

また、タクシー利用の支援につきましては、旭市だけでなく、千葉県内では、タクシーに乗車した際に運転経歴証明書を提示しますと、乗車運賃の1割引を行っているところがございます。

今後、市としましても、先進地の事例や庁内の関係する部署と連携しながら、運転免許証返納者の交通手段等の確保や支援につながるような取組を調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひ検討していただければと思います。

次に、4点目、介護予防運動について、（1）あさピー☆きらり体操の実施状況について再質問いたします。

先日、あさピー☆きらり体操はコロナだったのでしばらくやっていない、早くまたあさピー☆きらり体操ができるといいのとの声がありました。ぜひ以前のようにできたらと思います。

生涯健康で生き生きと長生きができたらと思います。人生100年時代、市を挙げて取り組んでいかれたらと思いますがいかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） あさピー☆きらり体操の実施再開に当たりましては、現在、地域包括支援センター職員や市の生活支援コーディネーターが、新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底や体操の注意点などの指導を行い、支援をしているところでございます。

今後は活動を再開する団体を支援するとともに、引き続き、介護予防啓発活動を行い、また介護予防に関する知識を身につけた地域の支援者となる介護予防サポーターを養成しながら、新たな地域においても活動を広げられるよう、介護予防運動の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいいたします。

次に、5点目、スマホ教育について、（1）高齢者向けのスマホ教室の開催については、実施するとのことで、大変にありがとうございます。

急速にデジタル化が進む中、スマホの使い方がよく分からない人のために、旭市として高齢者向けのスマホ教室の開催は本当にありがたいことです。今後は、スマホ教室は1回の開催に何人ぐらい予定しているのか、また何か所で開催する予定があるのか質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 現在、通信業者などと連携しての開催を考えておりますが、人数や何か所で開催するかなどについては、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひ早急にお願ひしたいと思います。

次に、6点目、災害時の備蓄について、（1）災害備蓄品の品目について、再質問させていただきます。

防災備蓄品に生理用品を備えておくことはできないか質問いたします。また、災害用の備蓄品を活用し、小学校4年生以上の女子トイレに常備している自治体もあります。ぜひ生理用品を備えておくことができないか質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 全国的にも、また近隣市でも備蓄が進んできたことから、市でも少量とはなりますが、生理用品を今後購入し備蓄する準備を進めてまいりたいと考えておりま

す。

また、学校での活用につきましては、今後関係する部署と調整していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひ備えていただければと思います。

次に、7点目、学校給食について、（1）学校給食の完全無償化について再質問させていただきます。

先日、4人の子どもさんを持つ2人のお母さんからお話を伺い、本当に助かっています、子どもの成長にバランスの取れた給食は本当にありがたい、子どもさんたちからは、おいしい給食は楽しみとの声をいただきました。ぜひ来年度から小・中学校の給食費を完全無償化にできないか、再度質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） それでは、学校給食の無償化についてお答え申し上げます。

学校給食の無償化については、県の熊谷知事も重要な施策として自身の県政ビジョンに掲げており、本年6月の県議会において、教育長が県内市町村の学校給食費の支援の在り方について検討を行うと答弁しております。また、市町村への新たな補助制度の創設についても国へ要望することを明言しております。

将来、本市の財政負担とならないよう財政及び経済状況を踏まえつつ、国・県の動向を見ながら判断していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうぞよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 島田和雄

○議長（木内欽市） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（14番 島田和雄 登壇）

○14番（島田和雄） 議席番号14番、島田和雄です。一般質問を4項目行います。

1 項目めは、道路環境保全事業について伺います。

この質問は、前回の9月議会でも行いましたが、途中で終了してしまいましたので、再度最初からお伺いします。

この事業の概要と事業開始以降の予算と実施件数について伺います。

2 項目めに財政調整基金について伺います。

財政調整基金の積立ての推移を見ましたが、合併後の15年間、毎年積立てを行っており、徐々に積立額が増加してきました。この基金は、大規模な災害や税収減があった場合などに取り崩す基金ですが、本市では東日本大震災の年においても基金を減らすことなく対応できていましたが、その要因について市の見解をお伺いします。

3 項目めに合併特例債について伺います。

合併特例債は、合併後、新市建設計画の事業の財源として活用してきました。新市建設計画には様々な事業が計画されておりましたが、合併後の15年間で合併特例債を活用して想定していたまちづくりができたのか、主な事業やその効果など総合的な評価としてどうだったのかお伺いします。

4 項目めに交付税の合併算定替の終了についてお伺いします。

合併算定替は、普通交付税の算定の特例措置で、合併後10年間は旧1市3町の市町村ごとに算定された交付税の額の総額が旭市に交付され、その後、5年間で段階的に縮減する制度で、本市では令和2年度で終了しておりますが、合併以降、一本算定と比較して交付税がどのくらい多く交付されたのか、その金額をお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願ひします。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時 0分

○副議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、議長に代わって私のほうで議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、質問事項の1、道路環境保全事業について、（1）道路環境保全事業の状況についてということで、事業概要及び過去の予算額と実績についてお答えいたします。

初めに概要でございますが、道路環境保全事業補助金は、地域における安全な道路環境を保存するため、区・自治会が道路上へ張り出した木などの所有者に同意を得た上で、区等により除去する場合の建設機械の借り上げ料などの経費に対しまして補助させていただいております。

過去の予算額と実績でございますが、令和元年度が、予算額50万円に対しまして実績件数が3件で、補助金交付実績額は12万5,000円でございます。令和2年度は、予算額50万円に対しまして実績件数が2件で、補助金交付実績額は7万円でございます。令和3年度につきましては、予算額35万円に対しまして実績件数が2件で、現在、補助金交付実績は10万円となっております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 財政課からは、質問項目2の財政調整基金についてと項目3、合併特例債について、項目4の交付税の合併算定替の終了について回答いたします。

まず、項目2、財政調整基金についての（1）財政調整基金の考え方、今後の見通しについてということで、東日本大震災の年においても基金を減らすことなく対応できていたが、その要因についてお答えいたします。

本市では、東日本大震災による津波や液状化などにより甚大な被害を受けましたが、震災からの復旧・復興事業については、国などからの様々な財政支援がありまして、それらを活用しながら復旧・復興に取り組んできたことと、また、全国からも数多くのご支援をいただいたことなどもありまして、財政調整基金を取り崩すことなく対応できたものと考えております。

続いて、項目3、合併特例債についてで、（1）合併特例債によるまちづくりの実績と今後についてということで、合併後の15年間で合併特例債を活用して想定したまちづくりができたのか、また、主な事業やその効果、総合的な評価についてお答えいたします。

本市では、新市建設計画に基づき、事業効果の高い事業など慎重に対象事業を選定しながら、様々な事業に合併特例債を活用してまいりました。令和2年度までに合併特例債を活用

した事業は39事業で、事業費の総額は317億2,651万5,000円、事業費に対する起債の総額は233億1,120万円となっております。

主な事業といたしましては、新庁舎建設事業や飯岡中学校改築事業、小・中学校の耐震改修事業、道の駅整備事業、また中央病院アクセス道整備事業をはじめとした道路事業などがございます。

このように合併特例債を有効に活用することで公共施設の合理化、教育環境の向上、新たな拠点の整備によるまちの活性化、大型の道路整備による市内交通網の整備など、合併後の本市の一体性の確立と均衡ある発展に向けた効果的な事業を数多く実施することができました。

また、合併特例債は交付税措置の大きな起債であることから、財政面においても将来負担率の良好な水準の維持などにつながっていると考えております。

続いて、項目4の普通交付税の合併算定替の終了について、(1)合併算定替が終了したが今後一本算定で財政運営が維持できる体質になれたかということで、合併以降、合併算定替により一本算定と比較して交付税はどれくらい多く交付されたのか、その金額についてお答えいたします。

先ほど島田議員からご説明いただいたとおり、普通交付税の合併算定替については、平成18年度から平成27年度までの10年間は全額が交付され、その後、平成28年度からの5年間で段階的に縮減し、令和2年度をもって終了しております。

そして、合併算定替による交付税額と合併後の旭市の本来の交付税額である一本算定の交付税額を比較いたしますと、全額が交付された10年間の合計では169億6,965万8,000円で、その後の段階的縮減の期間を加えた15年間の総額では197億6,487万3,000円が差引きで多く交付された額となります。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） では、再質問をします。

まず、1項目めですが、道路環境保全事業ですね。事業の概要について説明をいただいた中で、自分で言うのも何ですけども、いい事業かなと思っています。自分のほうの地区でもだいぶそういった関係の事業をやってきましたので、ぜひこれをさらに進めていきたいなというふうに考えている中でありますが、事業が始まってから、この事業の利用、これが少ないようですけれども、この原因についてはどのように考えられているかお伺いします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） この事業につきましては、まず区や自治会として取り組んでいただくことが前提でありますので、なかなか積極的に区や自治会として事業の実施に至らないという部分もあろうかと思われまますので、ぜひ積極的に利用していただけるよう、これまで以上に周知を図ってまいりたいと考えております。

現在、道路環境保全事業補助金制度の周知方法につきましては、広報紙で年1回及びホームページに掲載しておりますが、今後は市民の皆様幅広く知っていただくよう、区長配布や広報の掲載回数を増やすなどの工夫もしてまいりたいと考えております。

また、現在区長ハンドブックには未掲載でございますので、令和4年度から掲載していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 道路につきましては、基本的には国・県・市が管理しているわけなんです、木の枝、あるいは竹等が道路、あるいは歩道にはみ出していて管理が行き届かない場所が市内には多く見受けられます。

道路環境保全事業で対策をやってくれということをお願いしたわけでありましてけれども、これまでの実績は少ないようであります。こういった事業を利用して個人で対応できない場所を、地域の皆さんできれいにしましょうといったような潜在的な需要というのは、これはあるんじゃないかなというふうに考えられます。

この潜在的な需要を喚起するためにも、自治会や区がさらに取り組みやすい要綱、今現在の要綱がありますが、さらに取り組みやすいように考え直していただければというふうに思っています。いろんな方法が考えられますけれども、例えば交付対象となる経費については、機械の借り上げ料とその燃料費のみなんです、皆さんボランティアでやっていただくわけでありまして、こういった方々のお茶代とか弁当代くらいは認めていただけないかと思えます。

また、これに関わる補助金についても、事業費の2分の1で上限が5万円と、こういうふううたわわれているわけでありましてけれども、この支給方法でありますと、少ない金額でも2分の1以上は地元が負担するというようなシステムでありますので、できれば5万円まで事業費を負担しますよといったようなことにはならないでしょうか。そうしますと、地元が多少なりともお金の心配をしなくて済むというふうになりますので、こういった対策が取れ

ないかどうかお伺いします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、まず実績でございますが、過去の申請件数7件のうち5件で満額の5万円の補助金が交付されている状況でございます。一律5万円というお話でございますが、利用する団体が増えるのではということですが、今後これにつきましては区長、自治会長に向けて、さらに制度の周知をさせていただくことで利用件数を増やしていただくというところを目指していきたいと考えております。

また、意見を伺える機会には、様々なご意見を伺ってまいりたいと考えております。

建設機械の借上げや燃料費に対する補助ということで、食料費もということでありましたが、本補助金の制度といたしましては、目的がそのようになっておりますので、現段階で昼食等に係る経費について補助対象とすることは難しいのかなと考えております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 取りあえず分かりましたけれども、この要綱には、木と竹の伐採が対象なんです。草が入っていないんですね。草につきましても、夏場になりますと、公用地でなくて私有地から道路に生い茂って交通の支障になっている場所が多く見受けられます。草刈りについてはこの要綱の対象にならないのかどうか、お伺いします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） ご指摘のとおり、立竹木に限らず、草につきましても道路環境の保上、重要な問題でございます。この制度は、個人では解決することが難しい立竹木、木や竹でございますが、その除去を主な目的としており、草刈りを想定しているものではございません。

なお、環境美化を目的とするボランティア制度などもその他の制度としてございますので、関係課と連携を図りながら地域の活動を支援してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 草は難しいというような答弁でありましたけれども、ほかの事業でというような答弁だったと思いますが、いずれにしても、ほかの事業にしましても、道路

環境保存事業、これにしましても、実際に実施してくれた現場を皆さんもう確認はされてくれていると思います。

私の地元でも何回もやっていますが、多くの方々が参加しまして実施する事業でありまして、仮にこの事業を民間に市が委託するとしたら、本当に100万円、200万円、あつという間にかかるような事業を5万円とかそのくらいの経費でやってくれますので、税金の使い方としては物すごく効果が高いといえますか、費用対効果、本当に抜群ですので、ぜひこういった取組、地域の環境の美化、住みよい旭市にもつながる取組でありますので、今後もさらにどうやったら皆さんにこうやって取り組んでいただけるか、ご検討していただければと思います。

続きまして、財政調整基金、再質問いたします。

東日本大震災に対して、国の多額の財政支援があつて財政調整基金を取り崩すことはなかったといったような答弁でありました。

本市における国からの支援、それでは東日本大震災のときはどのくらい総額であつたのか、分かればお伺いします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 東日本大震災からの復旧・復興に対する国の財政援助のうち、主なものを申し上げます。

旭市復興計画に記載する事業に対して交付される復興交付金につきましては、飯岡中学校改築事業や災害公営住宅整備事業、津波避難タワーの整備などに26億8,953万9,000円が交付されました。

また、復旧・復興事業につきましては、震災復興・津波避難道路整備事業などの震災復興特別交付税の対象となる事業もありまして、令和2年度末までに交付された震災復興特別交付税は総額で76億2,775万6,000円となっております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 東日本大震災の復旧・復興に復興交付金、これが26億9,000万円ほど、また震災復興特別交付税として76億円、両方で100億円以上の国費が旭市に来ていることが分かりました。

このおかげで市の財政調整基金が出動することなく済んだわけでありまして。財政基盤の弱

い地方自治体にとっては大変ありがたいことだと思います。恐らく今現在進行中のコロナ災害につきましても、同様に多額の国費が投入されていることと思います。

では、現在96億円ある財政調整基金、今後の活用についてはどういった場面で、どのようなことに使っていくことを想定しているか。市長選でも財政調整基金の使い方に議論がありましたけれども、どのような場面で使っていくことを想定しているのかお伺いします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 今後の財政調整基金の使い道といたしましては、災害対応や新型コロナウイルス感染症対策など、迅速な対応が必要となる場面での活用がございます。

また、人口減少に伴う税収減などによる歳入の減や少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や、公共施設の統廃合の推進などによる歳出の増など、将来の財政需要に対するための財源として活用していくことを想定しております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 今の答弁をお伺いしますと、財政調整基金の本来の目的であります迅速な対応が必要となったような場面、それから将来の財政需要に対応するための財源として活用していきたいというような答弁でありました。私もそう思います。市民の将来の安心を確保するためにも、ぜひそういった慎重な使い方をしていただけるよう、よろしくお願いたいと思います。

次に、3項目めの合併特例債について再質問をします。

合併特例債の総合的な評価がどうだったかというようなことをお伺いしたわけですが、新旭市の一体性と均衡ある発展となる事業が実施できたといったような答弁がありました。

合併特例債を使って多くの事業が行われた結果、新市建設計画にあった事業、これがほぼ完成しつつあるのかなと思います。一部まだ道路等未完成な部分もありますが、ほぼ完成しつつあるのかなというふうに感じています。しかも起債の補助率、合併特例債は本当に高いわけですので、財政的な負担も少ないといったような答弁でありました。

合併特例債について振り返ってみますと、旭市は272億円の発行限度額、これが国から示されたわけですが、使用期限は10年間だということでありました。

合併間もない頃の市の執行部の考え方は、この276億円使ってもいいですよと、旭市に合

併特例債が示されたんですが、そのうち半分くらい、150億円くらいを合併特例債事業として考えているといったような慎重な答弁であったことを記憶しております。

市長はまだ当時、議会におりませんでしたので、そのような経過については恐らくご存じないと思いますけれども、執行部の皆さんもどの程度の方がこういったことについてご存じか、ちょっと分かりませんが、当初はそういったような答弁で、全額は使わないと。

これやはり後で考えますと、合併当初、なかなか貧乏な1市3町が合併しましたので、合併特例債といえども3割は負担しなければならないといったような中で慎重に使っていきたいといったような考えだったと思います。

恐らく副市長あたりがその辺の説明をされていたのかなというふうに私は記憶しておりますけれども、そういうことだったのではないかなと思います。

10年間でありましたので、新庁舎の建設、これ立派な庁舎ができましたが、当時は新庁舎は合併特例債は使わないと、そういう方針でした。もう10年間では間に合わないといったようなことでした。

しかしながら、東日本大震災がありまして、合併特例債の発行期限が10年間から15年間延長されまして、25年使えると、今現在25年大丈夫だと国が認めてくれたわけでありまして。このことが、結果的に旭市にとりましては非常にためになったわけでありまして。半分くらいしか使用しないとして残っていた合併特例債、これをその後の庁舎建設をはじめ、多くの事業に活用することができました。今現在もまだ使えるわけでありまして。

このような合併特例債をめぐる展開がありました。では、今現在、発行可能額272億円に対する残高がどのくらいあるかお伺いします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

合併特例債の令和3年度発行予定額は14億7,830万円でありまして、令和2年度までの発行済額と合わせますと247億8,950万円となります。

この額を合併特例債の発行可能限度額272億4,750万円から差し引いた令和3年度末時点での発行可能残額は24億5,800万円ほどを見込んでおります。そこから現在執行中の事業などに対する令和4年度以降の充当予定額を差し引きますと、それらの事業が完了する令和6年度末時点における発行可能残額は3億円程度の執行率で98.9%になると見込んでおります。

本市の合併特例債の発行期限は令和12年度までとなっておりますので、今後もこの起債を

有効に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 合併特例債、本当に新旭市のためになったと思います。しかしながら、今の答弁を聞きますと、もうほぼ使い切ってしまったようであります。

しかしながら、今年4月から新たに干潟地区が過疎地域に指定されまして、過疎対策事業債、これが活用可能となったわけであります。過疎対策事業債は、合併特例債とほぼ同様の条件といたしますか、合併特例債よりも有利かなと思えるような起債であると思えます。市全体というわけにはいかないわけではありますが、有効に活用していただきまして、旭市の発展につなげていただければと思います。コメントがあれば。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 過疎対策事業債につきましては、交付税措置の大きい、こちら充当率でいきますと100%で、交付税措置率が70%と大変有利な起債でございます。対象地域は干潟地域に限定されてはおりますが、今後対象となる事業を精査し、効果的な活用について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） では、ぜひ有効に使っていただければと思います。

それでは、4項目め、交付税の合併算定替の終了について再質問します。

合併算定替による交付金の総額、15年間で197億円余りですか、合併特例債もすごく有利な財源だったんですが、合併算定替による交付税の増というのも、改めて多額の交付金があったんだなというふうに、今お伺いしまして分かりました。

合併算定替による特例措置の期間のあった15年間というのは、市の財政が一本算定で対応できるようにするための準備期間と言えらると思えます。本市では、合併算定替の終了に向けて体質改善は図られたでしょうか。これまでの取組と成果についてお伺いします。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 本市では合併以降、職員の定員適正化計画に基づく人件費の抑制や行政組織の見直しなどを進めてきたほか、自主財源の確保のため、徴収対策を強化し、市税

等の収納率の向上に努めるなど、これまで様々な取組を行ってまいりました。

具体的な内容を申し上げますと、職員数の減に伴う人件費の縮減額につきましては、平成18年度の人件費の決算額と、会計年度任用職員分を除いた令和2年度の人件費の決算との比較では、約15億4,846万1,000円の減となっております。

また、徴収対策の強化による市税の徴収率及び収入済額につきましては、税源移譲のあった平成19年度と令和2年度決算で比較いたしますと、市税の徴収率は平成19年度、81.93%に対して、令和2年度、94.37%で、差引き12.44ポイント上昇しております。

収入済額では、平成19年度、71億4,905万6,000円に対しまして、令和2年度、77億6,975万7,000円で、差引き6億2,070万1,000円の増となっております。

このように合併以降、将来を見据えた様々な行財政改革を推進してまいりましたが、こうした取組を継続して実施することで収支の均衡を図るとともに、今後も健全な財政運営を維持していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員。

○14番（島田和雄） 合併算定替が終了するまでに、昨年度が終了なんですが、昨年度までに交付税の上乗せ分、これがなくなっても収支の均衡が図れることができるようになったかどうか質問したわけでありまして、今の答弁によりまして、合併算定替の上乗せ分が年間に直しますと17億円上乗せされていたわけでありまして。

皆さんの努力によりまして、削減効果といいますか、それが21億円、人件費が15億4,000万円くらいですか、税収増が6億円余り、両方足しますと21億円ですので、21億円から17億円を引きますと総体的な収支で4億円余りの余裕ができたのかなと思います。数字上はそういうことになります。

実際の令和2年度、昨年度の決算の収支を見ましても、20億円の黒字決算を出しましたが、びっくりしましたけれども、予想以上の数字となっているわけでありまして。財政に対して改善の効果が現れた結果かなというふうに思った次第です。

このことは、合併時の目標としていました一本算定開始までに、それに沿った財政運営ができる体質に改善するとした目標が達成できたと評価できると思います。これまでこういったことに努力されてきました関係者の皆様に敬意と感謝を申し上げる次第であります。

最後に、私ごとでありますけれども、私は今期をもって退任をすると、今の予定です。旭市の合併後から市政に参画しまして、合併の進行というのをつぶさに見てまいりました。

この間、東日本大震災をはじめとしまして、予想もしない事態が発生しました。困窮する場面がありました。そうした中、復旧・復興、これを進めながらも合併の目標はほぼ達成されたのかなというふうに私的には思っているところであります。合併してよかったというふうに思っています。

米本市長には、就任間もない中でありますが、そしてこれまでと違って合併の特典といったようなものがほぼなくなってしまった中での市政運営でありますけれども、これまで多くの先輩の方々が築き上げてくださいました新旭市をしっかりと引き継いでいただきまして、市民の皆さんの期待に応えて、市民生活の向上を図り、誰もが住みよくなる旭市にしてください。お願いしまして、一般質問を終わります。

○副議長（宮内 保） 米本市長。

○市長（米本弥一郎） 私からも、島田議員にお答え申し上げます。

合併からの15年間、東日本大震災などの難局もございましたが、新市建設の基本理念である「自立・共生・協働による誰もが住みよいまち」の実現に向けて、市民、議会、行政とが一体となってまちづくりに取り組んだ結果として、今日の旭市が形づくられました。

1市3町の合併協議会の委員として、本市の立ち上げから携わっていただいた島田議員の「合併してよかった」との評価を深く受け止め、今後も健全な財政運営に努めるとともに、豊かな旭を次世代へ引き継いでいけるよう取り組んでまいります。ありがとうございました。

○副議長（宮内 保） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

島田和雄議員は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○副議長（宮内 保） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は29日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時37分